

令和3年9月8日

みどりの委員会 委員各位

流山市みどりの委員会事務局
(みどりの課扱い)

流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例（公園設置基準条例）の改正についてのご報告

令和3年8月3日に開催した令和3年度第1回みどりの委員会において、公園設置基準条例の改正の内容や必要性についてより厳密に精査するようご意見をいただきました。そこで、P-PFI制度を活用した建築が想定される流山市総合運動公園内の現状及び将来建築予定の建築面積と建ぺい率を整理したところ下表の通りとなりました。

< R3年度時点流山市総合運動公園内建築物建築済み及び建築予定面積の概算 >

R3年度時点	建築済+建築予定面積/上限面積※(㎡)	残り建築可能面積(㎡)
通常建ぺい率(2%)	432.448 / 3,006.994	2,574.546 (①)
特例+10%(2項)	8,333.925 / 15,034.97	6,701.045 (②)
特例+20%(3項)	0 / 30,069.94	30,069.94
特例+10%(4項)	0 / 15,034.97	15,034.97
特例+2%(5項)	0 / 3,006.994	3,006.994
合計	8,766.373(建築済+建築予定面積)	

(※) 特例分の上限面積については、上乘せ可能面積のことを示す(通常建ぺい率2%を算入していない)

- ・【本条例を改正した場合】 P-PFI制度を用いて建築する建築物は上表①+②の面積以内とする必要があります。
- ・【本条例を改正しなかった場合】 P-PFI制度を用いて建築する建築物は上表①の面積以内とする必要があります。

現在予定している流山市総合運動公園内の再整備に係る収益施設の敷地面積は、約2,000~2,500㎡であることから、その敷地内に設置できる建築物は最大でも通常建ぺい率の残り建築可能面積(①)に収まることがわかりました。

この結果を受け、今回予定しているテニスコート周辺の再整備には条例改正をせずともP-PFI制度の活用が可能であることから、条例改正を見送ることとしました。

今後、新たにP-PFI制度を活用する機会が訪れた場合、改めて条例改正について検討することとします。

(担当)

流山市まちづくり推進部みどりの課

04-7150-6092

kouen@city.nagareyama.chiba.jp

海藤、江村、大竹